

日本災害情報学会廣井賞表彰規程

制定：2006年10月29日（2006年10月28日理事会承認）

改定：2009年10月25日 第9条ほか一部改定（2009年10月24日理事会承認）

改定：2012年10月28日 第2、5、7条ほか一部改定（2012年10月27日理事会承認）

改定：2021年8月23日 第5、7、9条ほか一部改定（2021年8月22日理事会承認）

改定：2026年9月〇〇日 第9条一部改定（2026年9月30日理事会承認）

（総則）

第1条 日本災害情報学会廣井賞の表彰はこの規程による。

（賞の授与）

第2条 廣井賞は、日本災害情報学会初代会長廣井脩の業績を讃え、その志を後世に伝えるため、毎年1回、災害情報等の発展に資する著しい功績のあった個人または団体等に授与する。

2. 廣井賞は、次の三つの分野から選ぶ。

1) 社会的功績 2) 学術的功績 3) 特別功績

3. 原則として日本災害情報学会員を対象とする。ただし、特別功績分野はその限りではない。

（社会的功績）

第3条 社会的功績とは、災害情報への取り組みによって、災害の防止・軽減・被害の拡大防止に顕著な貢献をしたことをいう。

（学術的功績）

第4条 学術的功績とは、災害情報分野の学術の進歩・発展に独創的な成果をあげ、顕著な貢献をしたことをいう。

（特別功績）

第5条 特別功績とは、日本災害情報学会に対する貢献が顕著であり、顕彰に値する特段のはたらきをしたことをいう。

(表彰審査委員会)

第6条 日本災害情報学会廣井賞候補を選考するため、日本災害情報学会会則第 25 条に基づき、学会に表彰審査委員会を設ける。

2. 表彰審査委員会は、日本災害情報学会運営規程第 15 条に基づき、学会員の中から選出した審査委員をもって組織する。

(推薦と選考)

第7条 表彰審査委員会は、学会員に対して社会的功績及び学術的功績の候補の推薦を求める。

2. 理事又は表彰審査委員会は、特別功績の候補の推薦を行うことができる。

3. 表彰審査委員会は、第 1 項及び前項により推薦された候補の中から廣井賞候補を選考し、理事会に報告する。

(決定)

第8条 理事会は、表彰審査委員会の報告に基づいて、受賞者を決定する。

(授与)

第9条 廣井賞は、原則として日本災害情報学会大会の授賞式において会長が授与するものとする。

2. 受賞者は、授賞式に招待する。

3. 受賞者には、賞状および賞牌を贈る。

付則この規程は、2006年10月29日（一部2009年10月26日、2012年10月28日、2021年8月23日、2026年9月30日）より施行する。

2. 廣井賞候補の選考日程等は、表彰審査委員会が定める。

3. この規程の改廃は、理事会の議決による。